

京都府減災対策協議会について

京都府建設交通部

平成29年5月31日

京都府減災対策協議会設立の趣旨

◇背景

- 平成27年9月に発生した関東・東北豪雨を受け、社会の意識を「施設には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと変革を促し、社会全体で常に洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築することが必要であると答申。
- 平成28年8月、相次いで発生した台風により、北海道、東北地方では県管理河川で氾濫被害が発生、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生。
- 国土交通省においては、この答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築の取組を、全国の国管理河川において進めており、平成28年夏より都道府県が管理する河川にもこの取組を拡大し進めていた。
- 今回の中小河川等における被害の状況に鑑みると、ただちに水防災意識社会再構築の取組を加速し、都道府県が管理する中小河川においても本格展開すべきであり、平成29年出水期までに一部でも効果を出すよう努力すべき。

中小河川等における水意識社会の再構築のあり方について(平成29年1月)の概要

◇設立の趣旨

こうした背景を踏まえ、京都府では国、京都府、市町村などの関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、京都府管理河川における大規模氾濫や土砂災害に対し、常に社会全体で備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に京都府減災対策協議会を設立する。

京都府減災対策協議会の設立について



二級水系

京都府二級圏域減災対策協議会(仮称)

関係市町村

舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

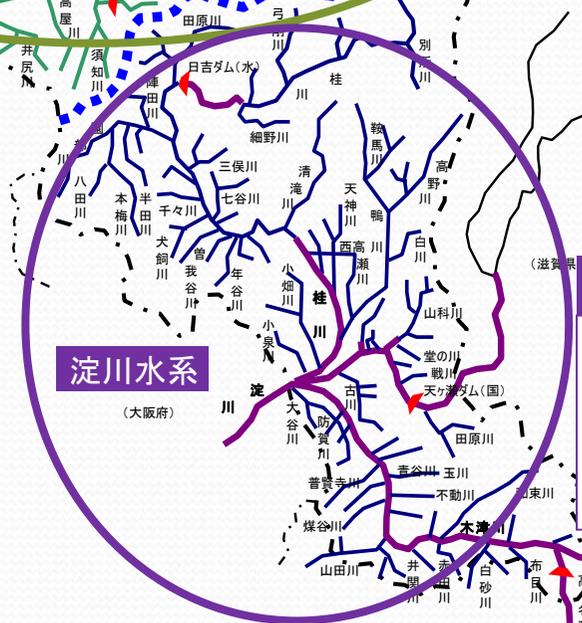


由良川水系

京都府由良川圏域減災対策協議会(仮称)

関係市町村

福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹波町

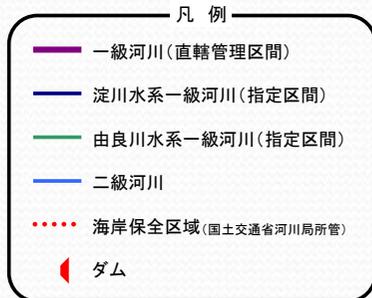


淀川水系

京都府淀川圏域減災対策協議会(仮称)

関係市町村

京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村



減災のための目標(案)について

◇ 5年間(平成33年度目処)で達成すべき目標(案)

河川の氾濫、土砂災害に備え、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことにより、社会全体で常に洪水や土砂災害に備える「水防災意識社会」の再構築し「水害・土砂災害に強い京都府」を目指す。

◇ ハード対策の取組

「堤防整備、河道掘削」「総合的な治水対策」「土砂災害防止対策」は選択と集中により着実に実施。

◇ ソフト対策の取組(目標達成に向けた3本柱)

○ 災害リスク情報の整備及び伝達の取組

- ・ 洪水浸水想定区域図作成、土砂災害警戒区域等の指定
- ・ 雨量、水位計等のリアルタイム情報及び洪水予報、土砂災害警戒情報等の適時的確な発信

○ 効果的な水防活動、円滑な住民避難の取組

- ・ 重要水防箇所の点検、見直し、水防団等の連携強化
- ・ ホットラインの整備、タイムラインの策定、明確な避難判断基準の策定

○ 住民の防災意識向上の取組

- ・ 要配慮者利用施設の避難確保計画作成支援
- ・ 自主防災組織等の連携強化、防災学習会、パネル展等の開催

当面の緊急的な対応について

◇ 今年度を実施する取組(案)

○ ホットラインの構築（京都府、関係市町村）

洪水予報河川、水位周知河川における水位の状況、土砂災害警戒情報の発表について、京都府から関係市町村へのホットラインを整備する。

氾濫危険水位

土木事務所長
(河川砂防室長)

管内市町村長
(危機管理担当課長)

土砂災害警戒情報

京都地方気象台

京都府砂防課

土木事務所長
(河川砂防室長)

管内市町村長
(危機管理担当課長)

○ 重要水防箇所の点検、見直し（京都府、関係市町村）

洪水予報河川、水位周知河川などの主要河川について、重要水防箇所を点検し、必要に応じて見直しを行う。

○ 洪水浸水想定区域図の作成・公表（京都府）

洪水予報、水位周知河川、水防警報河川など主要河川における洪水浸水想定区域図の作成・公表を行う。

今後のスケジュール

H29.5.12 平成29年度 京都府防災情報等共有会議（兼京都府減災対策協議会幹事会）

H29.5.31 京都府減災対策協議会設立

H29.6～ 各土木事務所及び関係市町村において、ホットライン整備、重要水防箇所点検などの取組（洪水予報河川、水位周知河川などの主要河川）

②9

H29. 7.下旬 各圏域減災対策協議会幹事会（上記取組状況の報告）

H29.10.下旬 各圏域減災対策協議会幹事会（今後5年間の取組方針の検討）

H29.12.下旬 各圏域減災対策協議会幹事会（今後5年間の取組方針のとりまとめ）

③0

毎年 取組方針のフォローアップ、追加、修正を実施

③1

5月上旬 京都府防災情報等共有会議（兼京都府減災対策協議会幹事会）

③2

京都府減災対策協議会（首長会議）
直轄減災対策協議会と連携し、同時若しくは同日に開催

③3